

「士別市公共調達基本指針」を定めました

〈平成 27 年 4 月 1 日施行〉

市では、※ 公共調達 の基本的なあり方を明確にするため「士別市公共調達基本指針」を定めました。

指針には基本理念と 4 つの基本目標を定めており、概要は次のとおりです。

※ 市が行う建設工事、業務委託などの入札や契約手続きのこと



基本理念

市民の雇用環境の安定をめざし、地域社会や経済向上に寄与する機能と役割を發揮します。また、公正性、透明性および競争性にもとづき、より高い品質と適正な履行を確保します。

4 つの 基本目標

※ 4 つの施策を柱に基本目標を定めました。
また、市の調達が役割を担う 4 つの個別目標を定めました。

① 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

個別目標

- ▷ 入札方式に対応した予定価格の公表
- ▷ 随意契約の適正な執行
- ▷ 暴力団などの介入排除
- ▷ 設計変更の適切な運用
- ▷ 契約情報の公開



② 公共調達における社会的価値の実現、品質と適正な履行の確保

個別目標

- ▷ 公共工事および業務委託における予定価格などの適正な設定
- ▷ 施工体制の把握、工事施行成績評定の反映
- ▷ ダンピング（不当な低価格競争）対策の強化
- ▷ 入札参加資格による格付の見直し
- ▷ 社会的価値などの評価項目の拡充
- ▷ 多様な入札方式の導入



③ 地域経済の活性化と企業の育成

個別目標

- ▷ 地元優先発注と競争性の確保
- ▷ 下請契約の適正化
- ▷ 発注方法と雇用の確保
- ▷ 資金調達の円滑化



④ 適正な労働環境の確立

個別目標

- ▷ 社会保険などの加入促進
- ▷ 労働環境などの整備

